

## 香美・香南地区小中学校PTA連絡協議会規約

### 第1条（名称・事務局）

この会は、香美・香南地区小中学校PTA連絡協議会という事務局を会長所属の学校に置く。

### 第2条（目的）

この会は、香美・香南両市PTA連絡協議会相互の連携提携を図り、児童生徒、青少年の福祉を増進すると共に、会員の研修につとめ、両市PTAの向上発展を図り、教育振興を期することを目的とする。

### 第3条（組織）

この会は、この会の趣旨に賛同する香美・香南両市PTA連絡協議会をもって組織する。

### 第4条（事業）

この会は、第2条の目的を達成するために下の事業を行う。

1. 両市PTA連絡協議会相互の連携提携を密にし、互いに情報ならびに意見の交換に努め、向上発展を図る。
2. 教育に関する公費の増額に努める。
3. 教育に関する研究調査をする。
4. 教育環境の整備改善を図る。
5. その他必要な事項。

### 第5条（役員）

この会に下記の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名（P1、T1） 監事 2名（P1、T1）  
理事 若干名 会計 1名

第6条 会長、副会長（P）、監事（P）は代議員会において承認されるものとし、理事は会長が委嘱する。

第7条 会長はこの会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。但し、代議員会の議長は出席者の中から選出する。

副会長は会長を補佐し、必要であるときは会長の代理を務める。

監事は会計の監査を行う。

会計は事務局が担当する。

第8条 役員任期は1か年とし、再選を妨げない。補充役員は前任者の任期をつぐ。

### 第9条（代議員会及び部会）

この会の最高決議機関として代議員会を置く。

代議員は各単位PTAよりP1名、T1名を選出する。

第10条 代議員会の任務は次のとおりとする。

1. 役員の選出
2. 規約の制定及び改廃
3. 予算の決議及び決算の承認
4. 事業の決定
5. その他必要な事項

第11条 この会の事業を推進するために必要な部を置くことができる。

部の設置、部員の数及び選任方法は代議員会において決定する。

各部会は部長ほか適宜係を選出する。

第12条 部員の任期は1か年とし、再選を妨げない。補充せられたものの任期は前任者の任期を継ぐ。

第13条 この会の事業を推進するために企画委員会を置く。

企画委員の構成は、監事を除く地区P役員、各部長及び理事とする。

第14条 代議員会は毎年1回定例会をもつ。また、代議員の要求等必要あるとき、臨時に会長が招集する。議決は出席者の過半数の同意をもってする。

第15条（経費）

この会は分担金、寄付金、その他雑収入をもってこれにあてる。

分担金の額と納入の時期は代議員会で決める。

第16条 この会の会計年度は4月1日より3月31日までとし、会計監査を経て定例代議員会に収支報告をする。

第17条 この会の運営に必要な内規は、代議員会で定める。

第18条 この規約は、平成18年5月12日より実施する。

○平成20年5月26日一部改正。

○平成27年5月8日一部改正。

附則

会長と監事（P）は、同一の市P連より選出する。